

議案第 3 0 号	三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
介護保険課	介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率に係る区分を多段階化するとともに平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの保険料率を改定する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 介護保険法の改正に伴い、現在、厚生労働省令で定めている指定介護予防支援事業者の指定にかかる基準の一部が市町村の条例で制定することとなったため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正背景】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」により介護保険法の改正が行われ、一部の基準について条例で定めることとなったため。 2 介護保険法第 1 1 7 条により 3 年ごとに策定する介護保険事業計画の見直しにおいて、国の介護報酬の改正等を受けて作成する平成 2 7 年度から 2 9 年度までの介護給付費見込みに基づき、平成 2 7 年度から 2 9 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料の改定を行う必要が生じた。 また、介護保険法施行令の一部改正に伴い、第 1 号被保険者保険料率について必要な改定を併せて行い、本市介護保険条例について、必要な改正を行うもの。 3 介護保険法の改正に伴い、「介護予防・日常生活支援総合事業」「医療・介護連携推進事業」「生活支援サービス体制整備事業」等が地域支援事業に位置づけられ、当該各事業の施行日は平成 2 7 年 4 月 1 日とされているが、市町村の条例で定める場合にはその実施時期について猶予期間を設けることが可能となっているため、当該条例において猶予期間を定めようとするもの。 <p>【施行期日】 平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p>【予算措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 3 特になし 2 平成 2 7 年 3 月議会に平成 2 7 年度介護保険事業特別会計歳入予算として計上 	